

令和7年6月19日

宇部市議会文教民生委員会会議録

宇部市議会

宇部市議会文教民生委員会会議録

1 日 時 令和7年6月19日（木）

午前9時54分から午前10時48分まで

2 場 所 第3委員会室

- 3 事 件**
- (1) 議案第54号 宇部市体育施設条例中一部改正の件
 - (2) 報 告 宇部市人権施策推進審議会の開催状況について
 - (3) 報 告 宇部市公共交通協議会の開催状況について
 - (4) 報 告 宇部市短期集中予防サービス（通所型C）検討委員会の開催状況について
 - (5) そ の 他

4 出席委員（9名）

委員長	城 美 晓 君	副委員長	青 谷 和 彦 君
委 員	浅 田 徹 君	委 員	五十嵐 仁 美 君
委 員	笠 井 泰 孝 君	委 員	重 枝 尚 治 君
委 員	西 村 享 平 君	委 員	松 岡 伸 一 君
委 員	三 好 保 雄 君		

5 欠席委員（0名）

6 その他の出席者（0名）

7 説明のため出席した者

- (1) 議案第54号 宇部市体育施設条例中一部改正の件

観光スポーツ文化部

部 長	青 山 佳 代 君
次 長	森 本 哲 也 君
次 長	白 井 幸 雄 君
スポーツ振興課長	明 徳 義 和 君
同課副課長	植 本 美 和 子 君
同課副課長	宮 村 肇 君

産業経済部

産業政策課長	野 村 康 雄 君
同課副課長	上 田 梨 恵 君

- (2) 報 告 宇部市人権施策推進審議会の開催状況について

市民環境部

部長 床本晋二君
次長 上田康次郎君
次長 民谷有弘君
人権・男女共同参画推進課長 半田操君
同課副課長 奈須智孝君
教育委員会
部長 濱原貴宏君
人権教育課長 吉田和弘君

(3) 報告 宇都市公共交通協議会の開催状況について
健康福祉部

部長 中村淳一君
次長 島田伸弘君
次長 内田明美君
障害福祉課長 西條元康君
同課副課長 大上志麻君

(4) 報告 宇都市短期集中予防サービス（通所型C）検討委員会の
開催状況について

健康福祉部
部長 中村淳一君
次長 島田伸弘君
次長 内田明美君
高齢福祉課長 伊藤志奈子君
同課副課長 伊藤淳君

8 事務局職員出席者

議事総務課長 重村一郎君
書記 木村美紀君

—— 午前9時54分開会 ——

委員長（城美暁君） 時間が早いですが、おそろいですので始めたいと思います。

それでは、ただいまから委員会を開会いたします。

本日の審査ですが、お手元に配付の日程案に従って進めたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（城美 晓君） 御異議なしと認め、そのように進めさせていただきます。

次に、傍聴についてですが、現在申込みはありません。

なお、本日の委員会に対して、今から傍聴の申込みがあった場合は、これを許可することいたします。

また、委員会の審査中であっても、傍聴者の委員会室への入退室は許可するものとするため申し添えます。

委員長（城美 晓君） それでは初めに、議案第54号宇部市体育施設条例中一部改正の件を議題といたします。

執行部の説明を求めます。

執行部 おはようございます。観光スポーツ文化部です。

まず、令和7年度初めての委員会になりますので、説明の前に自己紹介をさせていただきます。

観光スポーツ文化部長の青山です。よろしくお願ひいたします。

執行部 同じく観光スポーツ文化部次長の森本です。よろしくお願ひします。

執行部 同じく次長の白井です。よろしくお願ひします。

執行部 スポーツ振興課長の明徳です。よろしくお願ひします。

執行部 同じくスポーツ振興課副課長の宮村です。よろしくお願ひします。

執行部 同じくスポーツ振興課副課長の植本です。よろしくお願ひします。

執行部 産業経済部産業政策課長の野村です。よろしくお願ひします。

執行部 産業政策課副課長の上田です。よろしくお願ひします。

それでは、議案第54号宇部市体育施設条例中一部改正の件につきまして御説明申し上げます。

これは勤労者総合福祉センターを体育施設に変更するためのもので、対象となる施設はサンライフ宇部及びパルセンター宇部の2施設となります。

詳細につきましては担当課長から説明をさせますので、よろしく御審査いただきますようお願い申し上げます。

執行部 それでは御説明させていただきます。

議案集11ページを御覧ください。

本件につきましては、勤労者総合福祉センターであるサンライフ宇部及びパルセンター宇部の2施設を体育施設に変更するものです。

議案集11ページから14ページに改正内容、15ページから20ページが新旧対照表となっております。

サンライフ宇部は、勤労者の福祉の向上を目的とした中高年齢労働者福祉センターとして雇用促進事業団が昭和60年に開設し、平成15年に本市が取得した施設です。

また、パルセンター宇部も同様の目的で、勤労者総合福祉センターとして雇用促進事業団が平成8年に開設し、平成15年に本市が取得した施設となります。

サンライフ宇部は、平成20年には勤労者福祉施設としての用途制限はなくなり、またパルセンター宇部においては、令和8年2月に用途制限が解除される予定です。

両施設とも体育館があり、スポーツでの利用がメインであることなど、利用状況等を踏まえ、体育施設に変更する条例案を上程するもので、改正内容については、宇都市勤労者総合福祉センター条例の内容を体育施設条例に移行するものです。

なお、貸出器具備品については、現在の宇都市勤労者総合福祉センター条例に記載があるもののうち、財産台帳に記載があるもののみを移行する形としています。

また、現在、管理運営は公益財団法人宇都市スポーツ協会が指定管理者で、令和8年3月末で指定期間が終了することから、次の指定管理者を、令和7年度に公募する必要があり、公募スケジュールを鑑み、6月議会に議案を上程するものです。

これにより、附則にて、宇都市勤労者総合福祉センター条例を廃止することとなります。

条例改正施行日は、令和8年4月1日としています。

以上、簡単ではありますが、説明を終わらせていただきます。

委員長（城美 晓君） 以上で、執行部の説明は終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。五十嵐委員。

委員（五十嵐 仁美君） 新しく体育施設として変えるということなのですけれども、これまで勤労者総合福祉センターとしての何か働きというのは、その体育施設の利用以外にどういうものがあったのでしょうか。

執行部 産業政策課です。お答えいたします。

勤労者総合福祉センターは勤労者を優先とした施設となっておりまして、体育施設の利用以外に、指定管理者の自主事業として、太極拳、パソコン、書道などといった各教室で御利用いただいているところになります。

以上です。

委員（五十嵐 仁美君） 今後体育施設になってもそういう利用の仕方というのは、並行して行われるということですか。

執行部 そのように考えております。

委員長（城美 晓君） よろしいですか。ほかにありますか。重枝委員。

委員（重枝 尚治君） 少し今の話と関係するのですけれども、まずパルセンター宇部のほうが、令和8年をもって用途制限が解除ですか。その用途制限というのは具体的にどういう制限ですか。

執行部 お答えいたします。

勤労者福祉施設として勤労者を優先に利用を、というような用途制限になっております。
以上です。

委 員（重枝 尚治 君） そうすると、さきほどの五十嵐委員の答弁にあったように、従来どおりの使い方だけれども、その制限なしに体育施設を中心的に、広く多目的に使う施設になるということでおいいのですか。

執行部 そのように考えております。

委員長（城美 晓 君） ほかにありますか。笠井委員。

委 員（笠井 泰孝 君） 始めの説明の中で勤労者福祉施設としての役割から、今回は体育施設に変更するということの説明を受けたのですけれども、要するに、社会的な変化というか、勤労者の変化というか、そういう形で利用する方が少なくなったとか、何か特別な理由があつての変更なのか。確認したいと思います。

委員長（城美 晓 君） 変更の理由ということだと思いますけれども。

執行部 今、パルセンター宇部及びサンライフ宇部につきましては、体育館等の利用でスポーツやスポーツレクリエーションのほうが主な利用状況になっているところもございます。

そのあたりで、多くの市民、勤労者の方にスポーツ施設として利用できる施設であることも周知するということも踏まえて、体育施設での一体管理を考えております。

以上です。

委 員（笠井 泰孝 君） 今の答えは、結局、勤労者福祉事業としてはもう役目が終わったと。

体育事業として、皆さんのが活用されているので、体育施設として変更するということでいいのですよね。

委員長（城美 晓 君） 答弁を求めますか。

委 員（笠井 泰孝 君） はい。お願いします。

執行部 そのような考え方での今回の変更ということになります。

委 員（笠井 泰孝 君） 分かりました。

委員長（城美 晓 君） ほかにありませんか。三好委員。

委 員（三好 保雄 君） 勤労者という時の定義、どういう方々を勤労者と言っていたのかということと、多分スポーツ施設ということになれば、子供が今まで主体として使えなかつたのだけれども、今回から使えるようになったということでしょうか。

そのあたりをちょっと教えてください。

執行部 まず、勤労者の定義になるのですけれども、一般的には賃金だったりとか、お給料とかその他これに準ずる収入によって生活をされている方というような定義づけがございます。

こちらの施設につきましてはそういう方々を優先にということと、あとは義務教育が終了された高校生以上の方は大人の方と一緒にあれば利用ができるという設定にしておりました。以上になります。

委員（三好 保雄 君） ということは、今まで高校生以上ということだったのですけれども、今度からは小学生主体ということで使いやすくなつたということになりますか。

執行部 今まで優先利用ということで、必要があればそういう子供たちの活動ということも、利用もされてきたという状況がございます。

そういう状況を継続して、続けていくという状況になるかと考えております。

委員長（城美 晓 君） よろしいですか。ほかにありますか。西村委員。

委員（西村 享平 君） おはようございます。

体育施設の方に移管するということなのですけれども、音響設備等で、カラオケ設備とかの貸出しがあったと思うのですが。音量とか、例えば学生とかが定期演奏会だつたりとか、何かの会で使つたりとかで、この2施設は音を鳴らすこととかに制限はありますか。

執行部 音の制限というのは、特に定めてはおりませんが、例えば、周りに迷惑がかかるとか、そういうお話をあれば、ケースバイケースで対応させていただいているような状況になります。実際に事案としてはございません。

以上であります。

委員長（城美 晓 君） よろしいですか。ほかにありますか。重枝委員。

委員（重枝 尚治 君） 使用料の関係なのですけれども、今まで勤労者の優先というその設定の使用料から、いわゆる広く体育施設として使う使用料として、そのあたりの変更とかはないのですか。

執行部 今、当面につきましては、現在の条例のとおりの使用料ということにしております。

委員（重枝 尚治 君） 現在の条例の使用料というのは、体育施設としての使用は、差異がある、少し安いのですか。

執行部 使用料等につきましては、市の基準等によって算定をしているということもございます。令和7年度、使用料全体の見直しということも考えておりますので、その中でまた検討していきたいと思っております。

委員長（城美 晓 君） ほかにありますか。

ないようですので、質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（城美 晓 君） ないようですので討論を終結します。

これより、採決します。

議案第54号宇部市体育施設条例中一部改正の件について、賛成の方の挙手を求める。

〔賛成者挙手〕

委員長（城美 晓君） 全会一致であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

観光スポーツ文化部の皆さん、ありがとうございました。

（2）宇部市人権施策推進審議会の開催状況について、執行部から報告があった。

（3）宇部市公共交通協議会の開催状況について、執行部から報告があった。

（4）宇部市短期集中予防サービス（通所型C）検討委員会の開催状況について、執行部から報告があった。

委員長（城美 晓君） では次に、その他の事項といたしまして、委員会の視察について、実施時期なのですが、今年度10月、11月頃と考えています。今日調査表をお配りしますので、6月27日（金曜日）までに事務局まで御提出していただくようお願いします。

なるべく皆さんの御希望に沿うような形で、正副委員長と事務局で調整をしてやっていきたいと思いますので、希望を出していただけたらと思います。

委員長（城美 晓君） 以上で、本委員会に付託されました議案の審査は終わりました。

なお、委員長報告及び議会だよりに掲載予定の委員会報告については、正副委員長に御一任をお願いいたします。

委員長（城美 晓君） 以上で、文教民生委員会を閉会します。

——午前10時48分閉会——

令和7年6月19日

文教民生委員会委員長 城 美 晓